

蓮田市商業協同組合発行の「はなみずき商品券」をお持ちの皆様へ

# 「はなみずき商品券」 ご利用終了のお知らせ



払戻期間  
に注意!!



蓮田市マスコットキャラクター  
「はすびい」

長らくのご愛顧をいただきまして誠にありがとうございます。

蓮田市商業協同組合発行「はなみずき商品券」をご利用できるのは

**平成30年8月31日(金)迄です。**

※お持ちの商品券は、お早めに加盟店で  
ご利用いただきますようお願いいたします。

**上記ご利用期限を過ぎた未使用商品券は、払戻し手続きへ。**

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく払戻しの実施

お申し出  
払戻期間

**平成30年9月3日(月)**

**午前9時～午後5時**

**～平成30年11月30日(金)**

※期間中にお申し出がない場合は、払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

払戻  
場所

**蓮田市商工会**

〒349-0111 蓮田市東6-1-8

TEL. 048-769-1661

払戻  
方法

持参の場合

蓮田市商工会へご持参頂ければ、その場にて現金で全額払戻しいたします。

郵送の場合

未使用の「はなみずき商品券」と①商品券の枚数②住所③氏名④日中連絡可能な電話番号⑤振込先金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人を明記した申込書(様式自由)を同封して、蓮田市商工会まで郵送ください。その後、同預金口座へご負担いただいた郵送料を含めて振込にて払戻を行います。振込手数料は蓮田市商業協同組合が負担します。※郵送の場合、11月30日(金)必着となります。



払戻しできない商品券

① 偽造された商品券

② 3分の1以上  
減失している商品券

③ 明らかに使用済みであると  
判断できる商品券

お問い合わせ先

**蓮田市商業協同組合**

〒349-0111 埼玉県蓮田市東6-1-8 (蓮田市商工会内)

**TEL. 048-769-1661**

E-mail. info@web-hasuda.or.jp